平成２２年（フ）第１８５８号
さいたま市大宮区土手町１丁目197番地　大和コーポ101号
債務者　斎藤　和宏
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３５号
埼玉県新座市野火止３丁目８番８号、旧住所埼玉県新座市野火止４丁目１番15―707号
債務者　阿部美代子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５０号
埼玉県南埼玉郡宮代町笠原１丁目８番32号　ラビットハウスＭＩＮＡＭＩ205号
債務者　三上　貞治
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７４号
埼玉県川口市本町２丁目６番８号　エスポワール本町301号
債務者　大久保孝哉
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５９号
さいたま市見沼区大字御蔵1525番地　アネックスガーデンＦ102
債務者　菅野真里江
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１２号
さいたま市南区鹿手袋３丁目６番８号　田口コーポ205
債務者　小山　照子（旧姓柏崎）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１号
さいたま市中央区上落合８丁目12番７号　春光荘101号
債務者　東　　一隆
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２号
埼玉県蕨市北町１丁目15番８号　北町第三ホワイトハウス201号
債務者　川本　守男
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４６号
埼玉県久喜市菖蒲町三箇817番地２
債務者　小山　直美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
千葉県君津市南子安６丁目18番18―４号
債務者　小井手麻美
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２９５号
新潟県長岡市新保５丁目12番９号
債務者　斎藤　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２７８８号
名古屋市東区芳野３丁目９番６号　芳野ビル３Ｆ、住民票上の住所名古屋市北区東水切町２丁目21番地
債務者　松浦　友子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６８２号
愛知県愛知郡長久手町塚田1801番地　藤和シティコープ藤ケ丘ＩＩ502号
債務者　内田　達郎
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６９６号
愛知県小牧市堀の内２丁目278番地　ファミール55Ｅ号
債務者　加藤きよ子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７２６号
愛知県日進市岩崎町竹ノ山37番地922　ザクセン101
債務者　巴　　洋和
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７４１号
名古屋市中川区高杉町311番地　高杉ハイツ丹羽103号、住民票上の住所名古屋市北区大野町１丁目１番地　アーバンラフレ志賀６棟208号
債務者　長谷川美加
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７６２号
名古屋市天白区中平２丁目503番地　パークホームズ天白中平グランシェル102号
債務者　末富　　純
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部